

このような内容について支援しています。

	目的	具体策	関連資料
仕事・キャリア	安心して働ける職場作り	多様な正社員制度	就業規則にて育児短時間勤務、介護短時間勤務制度を定めています。
生活	仕事外の生活も楽しめる環境作り	時間単位の年休取得	4時間単位での有給取得を就業規則にて定めています。
健康	メンタルヘルスの取り組み	医師による面接指導制度	ストレスチェック後、医師による相談受付。
		メンタルヘルストレーナーの養成	⑥-2 メンタルヘルス推進担当者養成研修 ※上記のような養成研修に担当者が参加予定です。
家族・パートナー	様々なライフイベントがあっても働ける職場作り	育児・介護休業	育児休暇は就業規則にて生児が満一歳に達するまで、介護休暇は条件によって最大93日間を3回と定めている。
		次世代育成支援	⑥-3 次世代育成支援事業主行動計画（平成29年度版）
		慶弔休暇制度	就業規則にて条件によって最大7日と定めています。
人間関係	ハラスメントを許さない職場作り	ハラスメント防止対策	⑥-4 ハラスメント相談窓口案内
			⑥-5 公益通報者保護規程
			⑥-6 ハラスメント法務勉強会案内
			⑥-7 業務委託契約書（松坂事務所ヘルプライン）
自己啓発	多様なキャリア形成を支援出来る職場作り	女性の活躍推進	④女性活躍推進法事業主行動計画（H28年度）
		地域活動	院内健康教室や公民館、幼稚園等での健康教室、ゲートボール大会の開催等を行っています。
		正社員転換	⑥-8 法第13条関係 周知文書
趣味・余暇	公平な有給取得、過労の防止	計画的付与制度	⑥-9 有給休暇計画付与労使協定（2018）